

第一百三十二回

参議院商工委員会議録第四号

平成七年三月十六日(木曜日)

午前九時三十六分開会

委員の異動

三月一日

辞任

川橋 幸子君

補欠選任

前畠 幸子君

出席者は左のとおり。

委員長

久世 公堯君

理事

久世 公堯君

委員

久世 公堯君

事務局側

常任委員会専門員

里田 武臣君

大蔵省国際金融局総務課長

吉村 幸雄君

説明員

中曾根弘文君

本日の会議に付した案件

○特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(久世公堯君) を開会いたしました。

委員の異動について御報告いたします。
去る二日、川橋幸子君が委員を辞任され、その補欠として前畠幸子君が選任されました。

○委員長(久世公堯君) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案を議題といったしま

す。

林 康夫君
河野 博文君
細川 恒君
廣瀬 勝貞君
牧野 力君
齊藤 真人君
渡辺 修君
平石 次郎君
中田 哲雄君
里田 武臣君
吉村 幸雄君林 康夫君
河野 博文君
細川 恒君
廣瀬 勝貞君
牧野 力君
齊藤 真人君
渡辺 修君
平石 次郎君
中田 哲雄君
里田 武臣君
吉村 幸雄君

本案の趣旨説明は既に聽取ったしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○齊掛哲男君 それでは、質問させていただきま

す。最初にこの特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案の背景となる産業の空洞化についていろいろ質問させていただき、それから順次この法律について質問をしたいというふうに思

ます。まず、海外直接投資に関する事項を申

しましたように第一番目には国内産業の空洞化について、一番目には国際分業についてお尋ねしたいというふうに思っています。

まず、海外直接投資は、八二年度七十七億ドル、八五

年度百二十一億ドル、八九年度は実に六百七十五億ドルにも達しておりますが、九〇、九一、九二

年度は不況が原因で減少し、九二年度は三百四十億ドルにとどまっておりますが、その後は増加傾向にあると思います。

さて、産業の空洞化の論議は石油危機以降のアメリカにおいて展開され、日本にも波及してまいりました。我が国ではプラザ合意後の円高のとき

に産業の空洞化問題が取り上げられましたが、海外生産比率で見ますと、当時、八九年度ではまだ三・二%程度であり、当時の米国では一八・一%、ドイツが一九・三%であるようなことから見ても、今後の検討課題程度であったというふうに思います。

参議院の政審でもいろいろ議論をいたしまし

て、当時、通産省の先輩である矢野議員にこうい

う問題をお尋ねいたしましたら、通産省においてもこういう問題は非常に重要なことでこれから積極的に検討すると言つておるというような返事でございました。

しかし近年、アジア諸国は安い良質な労働力を背景に経済成長を進め、安い物も輸出するようになつていることと、我が国の円高等により我が国企業の海外直接投資は増加し、それに伴い産業の空洞化も懸念されております。しかし、この

産業の空洞化というのは、一面また明るい面もあるわけでございまして、そのうちの一つか二つほど例に挙げてみたいと思います。

今申し上げたようなことは一時的には国内において雇用問題、経済の停滞等をもたらしますが、少し先を見れば、一つの例としては、海外直接投資は経営資源が我が国から例えばアジアに移動することであり、その結果アジア諸国との経済活動は活発化し、ひいては日本とアジアの相互依存関係が強まり、日本からアジアへの輸出の増加も期待し得るというようなこと、また二つ目の明るいものとしては、日本国内としてみれば、伝統的産業の重要性が相対的に低下し、先端技術産業の比重が増大することによって、産業構造が国際的には国際分業の原則に沿って転換し、国内的には構造調整が進展するということでもあると思います。

現状では、海外へ進出している日本企業十四百六十社、製造業が九百十一社、商業関係が二百八十社でございますが、その海外生産比率は九二年度では六・一%、九三年度では六・四%となつております。現在アメリカは二七・五%、ドイツは一九・六%から見ればまだ低位にあるというふうには思いますが、我が国の海外生産比率は、先ほど申しましたように八九年度は三・二%であったものが、九三年度には六・四%とわずか四年で倍になつており、現状から見て今後ともこの率はかなりの速度で進んでいくのではないかというふうに思っています。

海外直接投資も度を越しては、国内での雇用、

投資国での摩擦それから資産の危機管理等の面で種々の問題が生ずることも懸念されます。通産省でも、先ほど申しましたが、プラザ合意後の円高のところから直接投資に伴う産業の空洞化についていろいろ勉強されておると聞いておりますが、海外直接投資の限界のようなもの、例えば海外生産比率が数字的に幾らと言うわけにはいかないでしようが、そういうような比率等についてもお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

経済原則のみならず、経済的には強いんですねども政治的、外交的には大変弱い立場の日本の現状も配慮しながら、海外直接投資が無限にどんどんいくといふこともこれはまたいろんな問題になると思いますが、そのような限界的なもの、あるいは考慮しなければならないもの、そういうものについてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(牧野力君) ただいま御指摘がございましたような、我が国企業の海外進出と国内の空洞化といった問題に関する評価をされましたけれども、お説のとおりであると思います。

それで、今後海外投資はどういうふうに進んでいくて、その限界がどうかということをございましたすけれども、これは今委員御指摘がございましたように、特にアジアとの関係においてより適切な国際分業を進め、その反面、国内において新しい産業をどんどん起こしていくことによって国際的に調和のとれた産業構造になっていく。これが自由経済のもとで進め、政府としてはその基盤をできるだけつくっていくということをございますので、どのくらいが限界かということにつきましては、なかなかこれは申し上げにくいと思いますが、今御指摘のとおりの数字で伸びていることは事実でございます。

それからまた、委員御質問でございますが、こういった海外進出に伴いまして、受け入れ国との摩擦でございますとか、あるいは進出した日本企業の安全といいますか、資産の管理、資産の安全等、そういったような問題についても十分に

注意しつつ進めていく必要があろうかと思いま

す。これにつきましては、例えば適切な海外事業を行わせていくために、それを担保するために、九三年六月に産構審におきまして海外事業展開に当たっての期待される企業行動というものを策定し、これを示しておきますと、投資先の地域の内容を簡単に申し上げますと、投資先の地域の社会的な問題の解決に向けて積極的にいろいろ参加をするとか、投資先企業に対して現地人の人材の育成、活用を図るとか、現地における適切な調和ある行動をできるだけ行っていくための指針を示しております。

それから、我が国企業が海外へ進出した場合の安全といいますか、そういった問題につきましては、御承知のとおり海外の投資保険制度もございまして、さらには二国間の投資保護協定を結ぶ、あるいは結ぶ努力を今しているというようなことで、きめ細かな対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○省掛哲男君 私は、昨年の九月、マニラで行われましたASEANのいわゆる議会会議に日本から三人の国会議員と一緒に参加させていただきました。これはASEAN六ヵ国の議会議員が集まりまして、それからオブザーバーという相手国を一国ずつ呼んで、こういう会議場でお互いに忌憚のない意見を交換するものでございます。

その帰りに、マラッカ市へ行ったり深川等へ行って現地で働いている企業の方々からいろいろなお話を承りますと、大変いろんな御苦労をしておられるし、いろんな難しい問題と申しますが、例えばマラッカ市の各企業では離職率ということをお非常に気にしておりました。私は最初、離職率は5%と聞いたので、年間5%かと思つたら、それは5%と聞いたので、年間5%かと思つたら、そ

ういうためにやはり国際分業論というのももう少しいろいろ深く検討して、そして基本的にアシアの国と日本の国がお互いに必要なものを協力し合ってつくり上げていく、そういうふうな分業論的なものも必要じゃないかというようなことを頭に置きながら、私はひとつ国際分業論についてお尋ねしたいというふうに思います。

国際分業は貿易によるルートと海外直接投資を通じての二つのルートで進むものと思います。円

高はこの二つのルートを通じて国際分業を促進するものでもあります。

さて、国際分業には大別して産業間の分業と産業内分業が考えられます。ちょっと詳しいことを申し上げるのですが、実はこのことは、私は昭和

六十一一年から国会に出まして最初産業資源エネルギー調査会に属しました。そして三年間こういう問題を議論し、三年たったときに各党の代表がそ

れぞれ三年間のものをまとめいわゆる意見を開陳するということで、私は自民党を代表して意見

をまとめてさせていただいた。そのときにこういうことをいろいろ議論したので、その後の変化も踏

まえながら少し説明したいと思います。

さて、今申しました産業間の分業と産業内分業

が考えられますが、産業間分業はわかりやすいけれども現実問題としては無理があるというふうに思

います。例えば、我が国は先端技術にかかる

産業に特化していく。そしてアジアNIESと言われる国はスタンダードの製品に特化していくよ

う翌日から向こうへ行ってしまう。そうするとそ

こでまた空洞があく。そういう人を埋めるためにラインのリーダーは現地人にするとか、いろんな工夫をしてやっているんですねけれども、何しろ月五%の離職率、年間六割の人があらわす。そういう非常にいろんな難しい問題もあるので、そういう御苦労を聞いてきたので、今のような御質問をするためにやはりもう少し工夫が必要じゃないか

か。

そういうためにやはり国際分業論というのももう少しいろいろ深く検討して、そして基本的にアシアの国と日本の国がお互いに必要なものを協力し合ってつくり上げていく、そういうふうな分業論的なものも必要じゃないかというようなことを頭に置きながら、私はひとつ国際分業論についてお尋ねしたいというふうに思います。

これからアジアの人たちと協力し合ってそれぞれの国の産業を発展させていくには、私は産業内分業を進めることができだと思いますし、現実に問題が多いというふうに思います。

このことがかなり進んでいるようにも思います。産業内分業も大別いたしますと、垂直的産業内分業と水平的産業内分業があります。

垂直的産業内分業とは、同一の生産工程上で加工段階の異なる製品を相互に輸出する、いわゆる工程間分業であります。例えば、我が国国内における垂直的産業内分業とは、同一の生産工程を、アジア諸国においては技術集約的な生産工程を、アジア諸国においては労働集約的な組み立て、検査工程等を行つて一つの製品をつくり上げる。一つの物をつくり上げるにおいても、その工程においては非常に高度な技術を要するものとそうでないものとがある

ますから、それらをお互いに得意とするところを分担し合いながら一つの製品をつくり上げていくというものでございます。

この例として、先週日本経済新聞で連載されております「空洞化に挑む」の中での実例があり、そこで、ちょっとと紹介したいと思います。

三条市でキッチン用品やアウトドア用品を製造販売するパール金属株式会社というのがございましたので、ちょっとと紹介したいと思います。

ですが、それが中国にある協力工場でフライパンの鉄板を型に打ち抜き、その半製品を今度は日本に持ってきて、そして三条市の工場が得意とする弗素加工などの表面処理という大変難しい工程をこなして、そして最後のフライパンができる上がるところまであります。こういうことが今申しま

もう一つの水平的産業内分業というのは、同じ製品分野に属しますが、デザインや品質、価格等の異なる製品を相互に輸出する製品差別化分業、この差別というのは余りいい言葉じゃないんですが、製品に差のあるもの、価格、品質に差のあるものの、そういうものを分業するという意味で製品差別化分業であります。例えば、同じ電子機器でも、コンピューターや通信機器等の技術集約度の高いものは我が国で、家庭用電気機器等はアジア諸国で製造するというようなものです。

いろいろ国際分業について申し上げたのは、最初申しましたように、海外直接投資を行う場合、受け入れ国との関係では、お互いに必要な製品をそれぞれ得意な工程を分担し合うことにより一緒に協力し合って製造するという考え方が、いわゆる相手国にも受け入れやすく、お互いに協力しながらも最後の目的物ができるわけですから永続性があるというふうにも思うからです。

容あるいはその他の条項におきまして、雇用の安定を図るということがこの法律の一つの大きなねらいであるということを明確にいたしております。さらに、本法におきましても、特に労働省との連携、労働大臣との連携を極めて密にする旨が規定をされているところでございます。具体的に申し上げますと、今回この事業革新円滑化法、私どもの法律をつくるに当たりまして、労働省におかれましても特定不況業種雇用安定法を改正されまして、労働省の方の法律におきましても通産大臣との連携を密にするようについて規定が置かれております。

○斎掛哲男君 では、橋本大臣にお尋ねします。

具体的に一、二申し上げますと、一つは、この労働省の法律におきまして、従来適用しておりました雇用調整助成金を、企業あるいは産業から別に企業、別の産業に労働者が移転をする場合にもこの雇用調整助成金あるいは職業訓練費等を支給するよう法律を改めていただいたところでございます。

○斎掛哲男君 では、橋本大臣にお尋ねします。

内閣は今後とも進んでいくというふうに思いました。それに伴う海外直接投資、それに起因する空洞化問題は息の長い課題であると思いますが、これに對処する上で技術開発が活発に行われることが肝要であるというふうにも思います。

現状を見てみますと、民間企業の試験研究費は三年連続減少する等いたしております。技術開発の活性化のため、本法に関連して民間事業者の試験研究を促進するための減税措置が講じられるることは評価できますが、我が国においてはもともと技術開発に対する政府の負担割合が低く、産学の交流がおくれている点にも問題があり、改善を図っていくべきだというふうに思います。

私自身も大学を出て、最初五年間国立研究所におりました。研究家生活というのは私の人生を通じて一番苦しい時代でございました。というの

は、

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百三十

一百四十

一百五十

一百六十

一百七十

一百八十

一百九十

一百二十

一百三十

におきましてもこの復興に対する補正予算というものは既に議論になっておりますので、あえてこの点に触れることをお許しいただきたいと思いますが、私は、今この経済情勢の中で、阪神・淡路大震災の復興に限定することなしに、この六百三十兆円の公共投資基本計画というものを思い切つて前倒しをしながら、復興と同時に、その他の地域における災害に強い都市づくりというものを思っていきつてスタートさせる、その初年度をことしの補正に求めるというぐらいの決意を示す必要が現実に生じております。

同時に、これも言い尽くされたことありますけれども、規制緩和というものを思い切つて進めながら、企業がそれぞれの創意工夫の中で新たな分野にどんどん動いていく余地を我々はつくらなきやなりません。それが、今一方で議論されております空洞化に対する対応としても、これは本当に必要なことであります。

そして、今日よくマスコミの報道では外国からのという形容詞がついてこの規制緩和が論じられるんですけれども、そうではなくて、我々の国が生き延びていくために規制緩和は要るんです。そういう視点で、この三十一日に政府として取りまとめる規制緩和の対応について、少なくとも通産省としては努力をしてまいりました。

そして今、政府部内で調整を要する最大の問題点の一つとして公正取引委員会と私たちの間で議論になっておりますのが純粹持株会社の制限の緩和の問題でありまして、こうしたことも含めて総合的な対策を今必要としている。そして、その方向の中長期のものが、この公共投資基本計画をいかにうまく活用しながら経常収支の黒字の意味のある縮小を図り、同時に規制緩和というものを進めることによって新たな業の起りやすい環境を整え、新たな業が起るときの規制を少しでも減らしておくること、これが必要なことだと今は考えております。

○梶原敬義君 経常収支の改善というか黒字幅の縮小というか、これは確かに規制緩和等もありま

すが、よく考えてみると、一台三百萬とか三百萬というような車が何百万台ざつと出ていきます。それに伴う部品とか、そういう非常に高額のものが出てきます。買うものは、食料品や何かの程度値の張るもの日本が買わないと、結局、数量はふえるとかふえないとかあるかもわからないけれども、改善ができないんじやないか、幾ら考えても。何かい知恵あるかと。

そこで私は、ある程度それに見合うものというのを見合はなければ、そういう点からするとアメリカの住宅ですね、ツーバイファイの。これは、阪神大震災で木造の古いかわら屋根の家が壊れて、そしてその下敷きで亡くなつた人が大変多いわけで、土地を持っている人が家を建てかえる場合にそういうツーバイ法の家がもし安く建てれば、そういうものを国も一緒に買って誘導していくような手は何かないか。

ただし、私の家の前に立派なツーバイの大きな家を、六十坪ぐらいのを今つくっているんです

が、それはもう立派なものでしかも、どうも業者やそのツーバイ工法の輸入住宅もいろいろあるんでしよう、水道の水回りのことや何かあって、やっぱり坪五十万ぐらいかかると言ふんですね。そうすると、地方へ行きますと坪五十万の家なら国産のいい材を使つてもできるだけの

先般、モンデール大使とも話をしたときに、住宅が安いから買ってくれと言う。本当に安いのかどうなかというのは、日本で建てるとやっぱり

高いわけですよ。中身は立派な住宅なんですが、これが例えば五十万が四十万円とか何かで、そういうところが本当に安くなければ私は需要はどうと出てくると思うんですね。

だから、そこを今度、もしそういう貿易収支の改善になると、そういう大きなものも日本が買えるような、そういうものにジェットロードとかがもう少し真剣になつて情報提供するなり、あるいは

が言つているように、半分ぐらいですよと言ふ

なら半分ぐらいになるようになります。どうもそここのところが解明できないんですけども、う役割とともに、例えば都市復興についての国際取り組みなんですが、一つの例としていかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答弁が必要でしたら事務官から答弁をさせますが、

要でありますから、それについてお聞かせください。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

もし精緻な答

以上で、やります。

○牛嶋正君 私は、この法律は今我が国の企業が置かれている非常に厳しい経済の環境を考えた場合に非常に時期を得た一つの措置ではないかといふふうに思つております。それだけに、先ほども

という御指摘もありました。今の委員の御質問と
ダブルると思いますが、先ほど時間がなくてちょっと
とそこを失念いたしましたので、あわせて今お答
えを申し上げます。

特定業種は、ここに書いてありますように、構造的な変化の影響を受けて生産及び雇用が減少しているというふうになつておりますが、これは一応具体的には省令で定めることになつております。これは今検討中でござりますが、例えば五年間で五%生産が減つておる、それから雇用については減少きみである、これは何%ではなくて減少きみであるという業種を拾い上げていきたいといふふうに思つております。

それから、今委員御指摘のように、これに対応

する措置の仕方でござりますけれども、これはそれぞれの業種及びその特定事業者で、例えばその業種によっていろいろやり方が違うと思います。これは新しい商品を開発するものもあるでしょうし、生産方式を大いに変えるものもあるでしょうし、それは業種、業態あるいは企業によって対応

○牛嶋正君 それで、私自身も先ほど挙げました
が違うわけであります。それにつきましては、そ
れぞの計画をどういう内容でつくるかというこ
とにつきましては第二条の二項でその内容を一応
列挙しております。これに即した計画を申請し
ていただきたいという格好にならうかと思います。

業種についてこの法律の実効性を検討しているんですけれども、きょうの質問は三十八分と非常に

限られておりますので、すべての業種を取り上げることはできません。

そこで、自動車産業及び自動車関連産業を取り上げてきょうは幾つかの質問をさせていただきました。

なぜこの自動車産業を取り上げるかというと、どうぞお聞きくださいが、二つの理由があります。

一つは、三月十日に月別経済報告がございまし
たが、その資料を見せていただきますと、個人消
費の動向のところで、全国百貨店販売額それから
チェーンストア売上高は余り芳しくない動きを

示しているんです。その中で新車の新規登録・届

け出台数だけが割合好調でございまして、昨年の六月にそれまでのマイナスからプラスに転じまして、ですから九ヵ月連続で前年同月比の登録台数がプラスで伸びているということをございます。

対策で行いました所得税減税の効果というものが
あると思います。また同時に、同じく平成六年四
月に行われました自動車にかかる消費税率の本則
税率への引き下げ、これも私はやはりマスコミ等

を通じて一つの効果を上げたと思っております。さらに、ピーケーであります一九九〇年に販売されました自動車のちょうど代替需要が生まれてきました。そして、そこへもってきて、一つはトラックについて平成六年の春から過積載の取り締まり強化によりまして新規の需要が生まれた。そして最後に、レクリエーションナルビークルあるいは低価格車など消費者のニーズに合致した車がちょうどこの時期に投入をされてきた。私はこれらの要因がすべてミックスされながらこの状況をキープし

○牛嶋正君 私も大体今の大臣のお考えに沿った
考え方を持つているんですけれども、ずっと販売台数
が減少していく過程で議論された一つの議論がござ
ります。それは、既に自家用車の保有台数が六千万台に達しているわけです。これは人口で

いいますと二人に一台、世帯で申しますと一世帯に一台ということになります。地方へ行きますともう既に一世帯二台というのが定着しております。これから見ますと、大体自動車というのは飽和状態に達しているのではないかというふうなことが言われました。

それでいきますと、自動車の需要も、大きく分けますと、新規に求めるという需要があるんで

しうけれども、大半は大臣がおっしゃいまして、た買いいかえ需要ということにならうかと思います。その場合に、今仮に買いいかえ需要が需要の大半を占めるということになりますと、非常に需要が安定するようでありますけれども、例えばみん

なが今まで八年で買いかえていたのを九年に延ばしますと、簡単な計算ですけれども、六千万台で

計算いたしますと、八年で買いかえる場合には七百五十万台の需要が出てまいりますけれども、それを九年に延ばしますと六百六十七万台、ですかから八十万台ほど減少するわけです。ところがこれ

が逆に、今まで八年のものを七年にしますと、今度は八百五十七万台ということですから逆に百万台ほどふえるわけです。

ですからきつかけによって、先ほどおっしゃった何か減税とか規制緩和とか、そういうものによつて実は買いかえ需要というのは変動すると。ですから一見しますと、我々が考えますと何かこれから需要は安定するんじゃないかというふうに考えがちですけれども、そういうふうな保有期間というものを考えた場合非常に変動要因があるわけです。

そのことを考えますと、なるほどマイナスがブ

ラスに転じたあの時点は、所得税減税もありませんでした。それからまた消費税の税率の引き下げもありました。いろいろありましたが、私はもう一つ大きいのは、各自動車会社が非常に積極的に売り込みを行つた、販売競争を行つたというふうに見ておりました。

と思います。三〇%といいますと、今言われておあります価格破壊といいますかあるいは価格革命であります。なぜそれだけの値引きができるのかと云うことが非常に問題になるわけであります。このことについて法律との関係を少し議論させていただきたいと思いますが、今の値引きが一つの大きな要素になっているということについてどうお考えであるか、お聞きしたいと思います。

今、委員から、全体の自動車保有台数の水準が相当高くなってきた場合に買いいかえ需要のウエートが大きくなるんじやないか、こういうお話をございました。おっしゃるとおりだと思います。事実、過去三年間において相当程度売り上げが落ち込

幅に売り上げが伸びたことの反動というのが、八〇年代後半に大いまして、その間買いかえ需要が手控えられたという要素があることはおっしゃるところでおざいます。同時に、毎年約三百万人弱の新規免許取得者が出てきておりまして、こういう人たちも新規の車を買っているのは事実でございます。

したがいまして、保有台数が多くなければ徐々に買いかえ需要のウエートが大きくなりますけれども、引き続き新車、まさにネット増で購入されている分も着実にふえている。これは事実でございます。これがまず冒頭のお話をございます。

それからもう一つ、最近の、特に昨年六月以降の新規登録車の売り上げ増に値引きが相当影響しているんじゃないのか、こういう御指摘でございまですが、それが大きな要因の一つであることは間違いないございません。特に、三年間にわたり需要が減退いたしておりますがござりますから、かつた御承知のような為替の状況その他でメーカーの経営が非常に苦しくなってきておるものですから、その間思い切った販売競争が行われたことは事実でござります。

そこで、その値引きでござりますけれども、これはなかなか、どのぐらいの値引きかというのを、車体自身の値段を下げる場合もござりますし、それに加えていろんなサービスする、用品をサービスする場合もござります、さらには下取り価格を高めにするような形もござります。いろんな要素を組み合わせてトータルとして販売競争が行われるというものが実態でございます。今、先生三〇%とおっしゃいました。それは、今言つたいろんな計算の仕方があるものでございますから概にどのくらいの値引きが行われているかということは必ずしも明確に申し上げられませんが、おっしゃるような要素があることは事実でござります。

もう一つの要素は、現在国際競争が非常に厳しくなってきています。したがいまして、自動車自身の値段を安くする、つまりクライスラーのネ

オの例でござりますように、そういう傾向にござりますので、したがつてメーカーがつくります自動車自身の値段の値引き、プライスからの値引きやございません、値段自身の、メーカー希望小売価格自身を大幅に引き下げる、こういう傾向もあわせて今出てきておる、こういうのが現状でござります。

○牛嶋正君 今最後におっしゃいました、自動車自体の値段を下げていくと、これは先ほど私が申しました三〇%というふうなことにはならないと思いますけれども、しかしながら値下げを行ってることは確かです。

その値下げを行う場合に、どういうふうな費用項目で値下げが行われているのかということです。が、まず今の自動車の価格を形成している費用項目を見ますと、一つはやっぱり部品とか原材料料といつた他の企業からの仕入れのコスト、これが大きなウエートを占めておる。その次が減価償却費でござります。そして、その次が要素費用と申しますか、賃金それから給与、利子、賃貸料の要素費用。そしてもう一つ、最後に利潤マージンといふんですか、利潤の部分があるわけです。

こういうふうに分けますと、どれかを削っていかなければ全体の価格を下げる事ができませぬ。このうち、要素費用の部分、これを下げよう

するのアリストラだと私は思つんであります。何とか今の人材をうまく活用する、あるいは整理をする、こういうことを行って要素費用のことと田舎を抑えていく。しかしこれも限界があるうかと田舎を抑えていく。しかしこれも限界があるうかと田舎を抑えていく。しかし田舎を抑えていく。しかし田舎を抑えていく。

もう一つは、利潤マージンを圧縮する。これは割合、利潤マージンを圧縮いたしましても実際に税引き後の利潤というのはその圧縮した分の半分しか減らないんです。税金を半分取られますから。ですから、利潤部分の圧縮というのはいわば国から補助金をもらって圧縮しているという部分もあるわけであります。これは実はあした議論させていただきたいと思っております。

もう一つ、結局やっぱり部品なんです。部品の

価格を抑えていく、安く仕入れるということであらうと思います。そつなりますと、結局はその部品メーカーに対して値引きを求めていくと、もしそれができなければ海外からその部品を入れますよというふうなことで非常に圧力がかかっていくと思うんですけれども、車体自体の価格を下げについての私の今のようない説明についてどういふふうにお考えなのかをお伺いします。

○政府委員(渡辺修君) 自動車のコスト、構成各費目についての委員の精通された御指摘、御分析、大変正確であるということを今拝聴させていただいたわけござります。

おっしゃるよう、車体の原材料部品、そういったものの購入価格を安くすること、これが非常に大きなウエートであることは事実でございますが、同時に、車体価格自身を下げようという場合に、今先生がおっしゃった幾つかの項目すべてについて今必死の合理化努力がされているというのが現状でございます。

その中で、リストラで行われている部分も非常に多くございますけれども、もう一つ、今御指摘のあつた原材料部品の引き下げのところで大きく二つの要素があると思います。

一つは、特に下請関係とかあるいは部品屋さんとか、そういうところに思い切ったバリュー・アーリングと言つておりますけれども、そういうたあらゆる費目の節約というのをお願いしてそこで生産性を上げると。それが一つでございます。もう一つは、先ほどのネオンの例で申し上げましたけれども、そもそも今の品質の、非常に過剰といいますか性能がある意味でゴージャスにできておるものももっと簡素化できないかとか、あるいは設計、製造段階で部品を共通化するとか、いろんな工夫をいたしましてトータルとして車の値段を下げる事ができないかと。こういう二つの要素が今組み合わされて行つておるわけでございま

したがいまして、一概に数字は申し上げません

○政府委員(渡辺修君) おっしゃるよう、現下面での合理化努力が行われております。その意味で、例えば一例で申しますけれども、トヨタではマルⅠ作戦ということとで向こう三年間で全体のコストを一五%から二〇%ぐらい下げようとか、あるいはそれぞれ各社でそういう長期間的な計画が行われております。

ただこれは、今先牛御指摘ありましたように、当然のことながら企業収益の状況を見ますと、組み立てメーカーの方は今大変どん底に陥っているような状況でござりますのですから、そういうふたようなものを何とか改善していくこうという、いわば組み立てメーカー、下請、部品屋さん、みんなひっくるめたトータルの、同じ船に乗ったような作戦が展開されておるというのが現状であると思います。したがいまして、そういう意味でメーカー、部品屋さん、さらにその下請というのが頻繁に縦に結びつきましていろんな共同の作業が行われておりますし、さらにそれをコストダウンするためには、今申し上げましたように情報基地を使いまして共同でC A D・C A Mシステムを入れるとか、いろんな分野が行われております。

そういった過程でトータルのコストを下げておるわけでございまして、今おっしゃいました、しかししながら最終的には二次下請、三次下請、そういうところにややもすればしづが寄るんじゃないのか、そういう面が絶無ではないと思います。我々も十分そこは、下請対策も含めて、中小企業施策その他あわせて意を用いていかなきゃいかぬとか、そういう面があるわけですが、たゞ、そういうところの企業努力あるいはそういうものの存在なくしては成り立ち得ないのがこの組み立て産業でござります。

したがいまして、今申し上げましたけれども、トータルの向こう数年間の作戦という中には、今言ったような末端の下請メーカー自身が十分合理化していくけるような、かつまた彼らが十分企業経営が成り立つような、そういうたった一つの存在なくしては成り立ち得ないのがこの組み立て産業でござります。

しておる。こういうふうに我々は認識しておるわけでござります。

○牛嶋正君 恐らく今おっしゃったように努力を重ねているんでしようけれども、先ほどの梶原委員の御質問もありましたように、今の円高がこのような速度で進んでいる、さらにこれが進むということになりますと、私はもう企業内の努力だけではこれはもう解決できない問題ではないかとうふうに思います。しかも、先ほど申しましたその価格を形成している部品についても言えるわけですけれども、このコストの項目を考えますと、下請へ行けば行くほどリストラによる要素費用のところのカットというのは非常に難しいと思います。

さらに、だからといってそれじゃ新しい技術革新、事業改革を行つてということになりますと、今までの下請と親企業との関係から申しますと、いわば親会社が資金面あるいは技術面でほとんど手当てをしてきたわけです。トヨタなんかの関係の自動車会社を見ておりましても、下請の投資計画というのは、全部親会社が一応投資計画を立ててそれを下請がやるというふうな感じになつております。今までそういうふうに親会社から大きな庇護を受けてまいりましたですから、この危機を下請会社が乗り切るだけの体力は私はないんじゃないかというふうに思つてゐるんです。

この体力をどういうふうにつけていくのか。やはり親会社の方も、先ほどのような価格の引き下げということになりますとどうしても安い海外から部品を導入するということもありますし、それから部品のメーカーも海外へ出していくということになるわけで、そうしますとその力がない下請企業のところでこの法律がどういうふうに手当てできるのか、これが問題になつてくると思うんですね。このあたりちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(牧野力君) 今、委員御指摘になりました下請の問題は、私ども非常に深刻に考えております。

この下請対策につきましてはあらゆる政策を駆使していくことになりますかと思います。今、機械情報産業局長が説明いたしましたように、それぞれの自動車なら自動車産業におきましては、この下請も含めて全体が合理化しつつ生きていくというトータルなアプローチもあると思いますし、それから後ほどまた説明があろうかと思いますが、中小企業対策、一般的な下請企業対策としてのいろいろな対策もあろうかと思います。

私ども、この法律において考えておりますのは、その点に関する対策といたしましては、ここにござりますように、下請企業におきましても特定業種に属するようなものにつきましてはこの制度をフルに活用することを期待いたしております。それから、活用事業者という概念を設けておりますが、例えば大企業あるいは中堅企業の特定事業者が事業革新を自分だけでは行えない場合には活用事業者にそれを渡していくわけですが、その場合も下請企業をそちらに移してそちらの方で活用をしていただくというような制度を、その場合に「これを支援する」ということを設けております。

それから、これはこの法律と特に直接関係しませんが、海外展開を図る場合にも、これは自動車ではございませんが、最近ある機械メーカーで、関連の下請企業を全部含めましてアジアのある発展途上国に工業団地をつくってそこに全体が出ていく、そういうような配慮もなされておるようでございます。

従来から下請企業等に対しましては、そういうふた場合に情報提供を十分行うというふうなことも行っておりますし、この法律自体でカバーできるとはもちろん思っておりませんけれども、この法律も駆使して下請対策には十全の意を用いていきたいというふうに思っております。

○政府委員(中田哲雄君) 大企業の経営の合理化あるいは海外への移転等によりまして下請中小企業がいろいろな形での影響を受けているというのは、委員御指摘のとおりでございます。

昨年の十一月に私どもで取りまとめました企業の海外展開等に伴う下請中小企業への影響調査、こういうのがございますが、これによりますと、今のような状況に対しまして、下請中小企業者は今後の対応策といたしまして、コストの引き下げ、これが第一の順位でございますが、さらに第二に親企業の分散化、第三に新製品の開発、第四に事業転換あるいは新分野進出、こういったものを重視しているということがうかがえるわけでございます。

私ども、このようない下請中小企業者の意欲にこだえていくために支援をしていきたいというふうに考えておるわけでございまして、従来から各都道府県に下請企業振興協会というものが設けられておりますけれども、これを通じまして、新たな取引関係の設定も含めまして取引のあっせん、これを強化していきたい。また、この協会に指導員あるいは顧問弁護士等も増員をいたしましてきめ細かな相談にも乗っていきたいというふうに考えております。

さらに、コスト引き下げのためには、従来から金融措置あるいは投資減税等々を行つておるわけですが、ますけれども、これらの御活用をいただきますとともに、新しい分野への進出あるいは海外への展開という新たな活路を見出そうとする下請中小企業者につきましては、中小企業新分野進出等円滑化法、これが既に施行されておるわけですが、ますけれども、これに基づく金融、税制等の支援措置を講じていきたいというふうに思っております。

また、下請企業を含みます中小企業者が新規の事業開拓を進めるために創業あるいは研究開発と いうものをいたしますことを支援いたしたいということです。そして、現在中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案を国会で御審議いただきたいと思います。この法案の成立をまちまして、できるだけ早くこの支援体制を整備していきたいというふうに考えておるところです。

○牛嶋正君 我が国の自動車産業が非常に発達、
発展してきた一つの大きな要素としてかんばん方式
というのがあると思います。これは他の業種に
もいろいろ影響を与えているようです。私はこ
のかんばん方式を見ておりますと、もちろん親企
業とそれから系列会社の子会社との間に若干の摩
擦もありますけれども、ますます大企業と中小企
業との関係としてはこの方式というのは非常に好
ましい関係をつくってきたと思うんです。ですか
ら、先ほどから私言っておりますように、価格破
壊が見られるこののような状況こそ、この方式は
やっぱり守っていただきたいと思っております。
この法律を見せていただきまして、そのあたり
がちょっとまだはつきりしない部分もござります
けれども、今私の申しましたかんばん方式を守つ
ていくということについて、この法律との関係で
何かございましたらお教えいただきたいと思いま
す。

○牛嶋正君 我が国の自動車産業が非常に発達、
発展してきた一つの大きな要素としてかんばん方式
式というのがあると思います。これは他の業種に
もいろいろ影響を与えているようです。私はこ
のかんばん方式を見ておりますと、もちろん親企
業とそれから系列会社の子会社との間に若干の摩
擦もありますけれども、ますます大企業と中小企
業との関係としてはこの方式というのは非常に好
ましい関係をつくってきたと思うんです。ですか
ら、先ほどから私言っておりますように、価格破
壊が見られるこのような状況こそ、この方式は
やっぱり守っていただきたいと思っております。
この法律を見せていただきまして、そのあたり
がちょっとまだはつきりしない部分もござります
けれども、今私の申しましたかんばん方式を守つ
ていくということについて、この法律との関係で
何かございましたらお教えいただきたいと思いま

○政府委員(牧野力君) 非常に難しい御質問なんですが、いすれにしましても、下請企業も含めて特定事業者が事業の革新を行っていくこと。それは新商品もあるでしょうし、新しい生産方式もあるでしょうし、それから部品の調達の方式でありますとかあるいは販売方法を変えていくとか、それが事業革新の概念に当たる場合は、これは当然のことながら下請も均てんするような格好でこの法律が適用されるというふうに思っております。

○牛嶋正君 私はきょうは自動車産業を取り上げ

いしたいというふうに思つております。先ほど大臣がお示しになりましたように、為替レートが大変な段階にまた落ち込みそうだということをございますが、この間外国の雑誌を見ておりましたら、さっき大蔵省から御説明がありましたが、今回も動きというのはグローバルな動き、メキシコに始まり、ラテンアメリカに行き、最後はニューヨーク、そしてマルク高、円高という形に動いているということで、今までのマルク高が大体一六%ぐらいになっている、日本の円が一二%というふうになつてているということが書いてあって、いかにもまだ円高の余地があるよう書きぶりで、大変私は気になつたのであります。しかし、もう九十円を割れたところで、産業としてはむしろ悲鳴を上げる状況になつていて思ひます。

それに対して、大蔵大臣も経験された実力大臣がおられるわけでありますから、ひとつ内閣全体を挙げて、世界的な協調といいますか、そういうふたラインでこの難局を切り抜けいただきたいと、いうふうに心からお願ひをするわけであります。ただ、協調介入の時期それから幅、これもなかなか難しいものがござりますし、金利調整といふ点についても困難な面があると。とにかく困っているのは日本だけということで、なかなか各国の、ドイツ、アメリカとのコンセンサスが得られないということが非常に難しい事態をつくつているというふうに私は思つております。

そうなつてみると、マクロ的な調整が難ければ、やはりミクロ的なといいますか、そういう調整をしなければならないということで、企業の自己防衛といいますか、そういうことはもう緊急の問題になつてくるというふうに思ひますし、それがやはりこの法律が出てきた非常に大きな意味ではないかというふうに思つております。

それで、もともとこれは企業セクターの問題でありますから、企業のイノベーションでどう難局を切り抜けるかということが主題でなければならぬわけありますが、それに対して、企業だけ

いしたいというふうに思つております。
先ほど大臣がお示しになりましたように、為替レートが大変な段階にまた落ち込みそうだということです。この間外国の雑誌を見ておりましたら、さつき大蔵省から御説明がありましたように、今回の動きというのはグローバルな動き、メキシコに始まり、ラテンアメリカに行き、最後はニューヨーク、そしてマルク高、円高という形で動いているということで、今までのマルク高が大体二六%ぐらいになっている。日本の円が一二%というふうになつてているということが書いてあって、いかにもまだ円高の余地があるような書きぶりで、大変私は気になつたのであります。しかし、もう九十円を割れたところで、産業としてはむしろ悲鳴を上げる状況になつてきていると思います。

それに対して、大蔵大臣も経験された実力大臣

ではどうにもならないので、産官学といいますか、そういう協調体制でこれを切り抜けるということでの法律も大きな主題を担うということになってきたのではないか、そういうふうに理解をいたしております。つまり、緊急避難であるということではないかと思うんです。

ですから、この中には通産省の新しい行政としての情報化時代に即応した情報行政といったようなものが明らかに書かれておりますけれども、同時に、計画とか計画の承認とかあるいはカルテル行為の承認とかといったように、従来の日本の自由企業体制といいますか、そういうものを促進してきたような流れ、これに比べると、若干新しい、異質なとは言いませんけれども、そういうふうな行政が登場してきたなど、そういう感じも持っております。

したがって、やはりこの法律はあくまでも臨時の緊急避難的な性格のものである、日本的な自由主義の体制を後戻りさせるものではないという点について、まず大臣の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣（橋本龍太郎君）　十一時現在、八十九円八十九銭から八十三銭という水準で依然相場が動いておりまして、先ほど来御論議がありますように、非常に深刻な思いでこの数字を眺めております。

ただ、今委員がこの事業革新法につきまして緊急避難的な対応という御見解を述べられましたけれども、私は実はどうとらえておりません。ただ、現在のこの為替の流れの中では、確かにこの法律案自体が緊急避難的な要素を持つてしまつたということは私は事実だと思います。

しかし、本来私どもはこれほど、いきなり九十円を超えて八十円台に突入するという事態を想定してこれを考えたのではないことはまず申し上げたいと思うのです。そして、既存の産業の成熟化に伴いまして、新たな業がなかなか起こらない、閉塞感が生まれてきているといつた我が国の産業構造の中で、その既存産業の体力

を維持しながら新たな分野にどう事業が本当に転換していくか。そして、そのためには行政の役割はどういう部分であろうか。我々は、そういう視点から、二十一世紀に向かっての我が国の産業構造を円滑に変化させていくための重要な柱としてこの政策を考え、この法律案を国会に提出をいたしました。

ただ、その後の為替相場の変動の中で、むしろそうした長い、これからを見通した施策として打ち出したものが、まさに緊急避難の役割を負わなければならなくなりつつある。非常に不幸なことでありますけれども、その性格に新たな側面を付与した。その意味では、私は委員の御指摘をそのとおりと受けとめております。

○小島慶三君 それから、私の持ち時間ももう限られておりますから、これはお願いをしておきま

したがって、今日本全体の空洞化ということは、いろいろ先ほどからも御議論がありますけれども、恐らくこれはマイナスの空洞化とばかり考

えた必要はないんじやないかと私は思っておりました。日本全体が先ほど言いました大田区のよう

な機能を持つべきでありますから、またそれだけの実力はあるわけですから、東アジア

全体の中で日本の産業がどういう再配置、再展開を遂げるかという角度でこの空洞化という問題を

考えてみる必要があるというふうに思つておるわけあります。

世界の市場もこれから中国を中心とした東アジアに大きく広がっていくことを考えると、

日本の企業がどんどんそういう展開をしていくと

いう限りにおいては空洞化ではないというふうに

私どもは思つておるわけですが、その辺についての通産省のお考えを伺えればありがたいと

思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、それこそ大変失礼でありますけれども、通産省の大先輩であ

ります。東京が空洞化するという話もあつたんですけれども、よく後をフォローしてみますと、

必ずしも東京の物づくりの体质というのは、また

ノウハウというものは消えていないということで、新しい商品の開発には必ず試作とかそういうものが必要になるわけあります。その試作工場を新しくつくるかわりに、東京の残ったノウハウ、技術力を活用して、そして安くて短納期で少

ロットでという悪条件といいますか、そういう条

を猛烈なコストダウンで切り抜けて競争力を回復するが、それがまたさらなる円高の進展を呼ぶという。野村総研がいみじくも悪魔のサイクルと名づけました悪循環を繰り返してまいりました。その節々での海外への生産拠点の移転、国内生産の縮小、大量の人減らし、合理化、下請企業へのコストダウンの押しつけなど、労働者と中小企業の犠牲で乗り切ってきたのが事実の経過ではなかつたでしようか。

その結果、貿易黒字は減るどころか、プラザ合意の八五年度の五百二十六億ドルが九三年度には一千三百二十億ドルと逆に一倍にふえ、そして今回の異常な円高に至るわけですが、大企業のいわゆる悪魔のサイクル的な手法の再現、これではやはり問題は解決しない。

私は率直に伺いたいのですが、大臣のおっしゃる経営黒字を真つ正面からとらえるということは、今私が申しましたような問題にもメスを入れるということなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 市川委員にお答えをいただきますときには、往々にして委員御自身の御議論に私の申しましたことを大変さや寄せされましてお褒めをいただくケースがあります。今回部分につきましても、私はどうも問題意識としての根幹には多少違いがあるような感じがいたします。

私は、もともと経常収支の黒字というものが悪だと決めてつけるつもりはありません。むしろ、現在の世界経済の中で、例えばG7各国の中においてニユーマネーの供給能力を持つそうした国がほかにあるかといえば、残念ながらニユーマネーの供給能力を持つ国は日本以外にないわけであります。

また、これは牛嶋委員の御論議の中にもございましたけれども、こうした法律を我々が国会に御審議をいただかなければならぬ中において、まさに大企業と下請の関係というものは我々は十分な留意を払わなければなりません。しかし從来こりまして以来、あるいはソ連邦の消滅、ロシアを初めとしたCIS諸国の誕生、ラテンアメリカ

における民主化の促進、中国の市場経済の進展、それぞれ歓迎すべきことではありますけれども、実はこれは新たな資金需要が地球上の各地に生まれたということでもあるわけであります。そして、その新たな資金需要に対して十分な資金供給をどう行ついくかというのには、現在先進諸国の中における大きな論議のテーマであるはずだと私は思います。

そうした中におきまして、ニューマネーの供給能力に限界がある現在のG7に、日本の経常収支を国際的な資金需要にいかに効果的に利用するかは、むしろ日本独自の問題ではなく、例えばG7等においてもあるいはIMF等においても十分考えられてしかるべきものだということを私は年來主張し続けてまいりました。そして、その限りにおいて私は経常収支の黒字が悪とは考えておりません。しかし、今日その経常収支の黒字がある意味ではたまり過ぎている。言いかえれば、それだけの投資が思い切って国内で行われていないことが非常に大きな問題を持っていると思っております。

○市川正一君 私は善か悪かという道徳律を伺つてゐるんぢやなしに、現実にそれが日本経済に重大な危機をもたらしてきている。きょうは橋本

独演会ではないので、私は少し時間を延長していただくことを切望いたしますが、問題を進めていきます。

それだけに、先ほども答弁の中で申し上げましたように、私は、公共投資基本計画の思い切った前倒しをすることによって、ただ単に阪神・淡路大震災の復興という限定された補正予算ではなく、この際、災害に強い都市づくりといつたためを柱にした思い切った新たな補正予算を考える必要があります。私は、もともと経常収支の黒字というものが悪だと決めてつけるつもりはありません。むしろ、現在の世界経済の中で、例えG7各国の中においてニユーマネーの供給能力を持つそうした国がほかにあるかといえば、残念ながらニユーマネーの供給能力を持つ国は日本以外にないわけであります。

また、これは牛嶋委員の御論議の中にもございましたけれども、こうした法律を我々が国会に御審議をいただかなければならぬ中において、まさに大企業と下請の関係というものは我々は十分な留意を払わなければなりません。しかし從来こりまして以来、あるいはソ連邦の消滅、ロシアを初めとしたCIS諸国の誕生、ラテンアメリカ

段階からの非常に緊密な連携がとられることがあります。それで歓迎すべきことではありますけれども、しておこうという努力をしてきたことは委員各位も御承知のとおりであります。そして、今後もそうしたことは我々は避けなければなりませんし、先ほど中小企業庁長官が御答弁いたしましたように、この法律一つですべてに対処しようとするのではないこともぜひ御理解をいただきたいと思います。

○市川正一君 私は善か悪かという道徳律を伺つてゐるんぢやなしに、現実にそれが日本経済に重大な危機をもたらしてきている。きょうは橋本独演会ではないので、私は少し時間を延長していただくことを切望いたしますが、問題を進めていきます。

私は、そういう意味で実際、規制緩和とかいろいろ八五年の円高のときの前川レポートで実施した政策が、やってみてやっぱり成功していないんです。ますます矛盾、破綻が激化している。そのためをめぐって財界人からいろいろの発言が起っています。もう最近の例は省略しますが、例えばソニーの盛田会長が九二年一月号の文芸春秋に「日本型経営が危い」という論文を発表しました。彼の意見によると、低コストでの大量輸出体制を進めている日本の大企業上位三十社が世界中に害を振りまいっているかもしれないところを提起している。社員を長時間安い給料で使う異なるルールで競争に勝っていると厳しく指摘し、ルールを同じくすべきであるということを説いております。

私は、大臣が真つ正面からとらえるべきであるとする問題の核心もまさにここにあると思うのですが、ここでこれを質問いたしますとともに構造的私を持ち時間がなくなるので、またゆっくりお時間をちょうだいしてこの点は改めて議論をいたすことがあります。ここでこれを質問いたしますとともに結構な間をとらせていただきます。

○政府委員(牧野力君) 優遇か優遇でないかといたしました私の考え方の基礎にはそうしたものがあるわけであります。

また、これは牛嶋委員の御論議の中にもございましたけれども、こうした法律を我々が国会に御審議をいただかなければならぬ中において、まさに大企業と下請の関係というのには我々は十分な留意を払わなければなりません。しかし從来こりまして以来、あるいはソ連邦の消滅、ロシアを初めとしたCIS諸国の誕生、ラテンアメリカ

そこで伺いますが、特定業種とは第二条で「内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その生産及び雇用が減少しており、若しくは減少するおそれがある」となっておりますけれども、その基準、内容は具体的にはどういうものですか。

○政府委員(牧野力君) 簡単に申し上げますと、これは省令で定めることになつておりますけれども、今考えておりますのは、例えば五年間で生産が5%減少している、あるいは雇用が減少の傾向にあるというものを一応対象と考えております。

○市川正一君 そうしますと、五年間で国内生産が5%と雇用の減少ということになりますと、かつて中小企業新分野法では、売上高が一〇%以上減少している中小業者で、しかも業種が明確に変わることが条件であります。これが本法はかなりの優遇というふうに言えるんぢやないです。

○政府委員(牧野力君) 優遇か優遇でないかといたしました私の考え方の基礎にはそうしたものがあるうのは、これは見解の相違があると思いますけれども、私どもといたしましては、とにかく構造的に問題のある業種を放置をいたしますと、下請の問題でありますとか雇用の問題があるといいますけれども、私どもといたしましては、とにかく構造的に問題のある業種を放置をいたしますと、下請の問題、非常に大きな問題になりますので、こういった業種であって、しかも事業革新を自力で行なう意思と能力のあるものについて、その環境を整備するというふうに考えております。

<p>○市川正一君 次に雇用の問題でありますけれども、第八条では、例えば自動車や電機産業などの特定業種で、事業革新計画の承認を受けた特定事業者が実施する事業革新でなお活用することでのきない従業員や施設等について、これを活用して事業を行う活用事業計画を認めております。</p> <p>これでは、今まで子会社、関連企業への出向などに押しつける、いわゆる人減らし合理化をしていいということ、つまり現在進めていたリストラを大いに促進していいということに相なりませんか。</p>	<p>○政府委員(牧野力君) これは、そういうふうにならないと我々は考えております。</p> <p>それで、法律をよく読んでいただきますと、まず特定事業者がみずから事業計画をつくり、それで雇用なり経営資源を十分に活用していくこというものでございますけれども、それでもなかなか雇用の安定なり事業革新ができるないという場合に、活用事業者に対して、引受け手に引き受けてもらうというようなことでありまして、その活用事業計画にいたしましても、あるいは特定事業者の事業計画にいたしましても、十分に雇用なり下請なりに配慮しているかどうかということを、この法律第八条第三項で承認の基準がございますが、そこで十分配慮していくつもりでございます。</p>	<p>○市川正一君 既に発表されておりますけれども、現に新日鉄は三月四日に今までの出向者を転籍者として関連会社に押しつける措置を発表しております。日産自動車は新たに七千人の合理化案を発表しております。電機でも不採用部門の分社化が進んでおります。</p> <p>こういう状況のもとで、この法律は、国内生産活動の活性化の名目のもとに、今指摘しましたように国内生産の縮小に伴う大量の人減らし、下請などを私は率直に指摘せざるを得ないんであります。</p> <p>伺いますが、第五条の事業革新計画の承認に当</p>	<p>たって「従業員の地位を不当に害するものでないこと。」の条件をつけており、第十六条で雇用の安定に配慮しているから心配ないと、こういうふうに承っておるんではあります、しかし鉄鋼などの過剰設備廃棄やあるいは新規産業の育成を目的にした八七年に制定したいわゆる産業政策ですね、ここでは企業に労働組合との協議を義務づけておりましたけれども、本法では「雇用する労働者の理解と協力を得る」ということになっています。</p>	<p>○政府委員(牧野力君) 前提といったしまして、今委員がおっしゃいましたことでござりますけれども、こういうような対策をもし講じないとすれば、より雇用なり下請なりに大きな影響が出るというふうに私どもは考えております。</p> <p>そこで、今御指摘の法律の問題でござりますが、産構法におきましては、これは設備の廃棄といふものを直接の目的とするものでございまして、これは直接にその設備で働いております雇用者に極めて直接的な影響がござりますので労働組合との協議というものは条文上示されているといふふうに承知をいたしております。</p> <p>本法におきましては、むしろそういう直接的な影響は必ずしもないのでござりますので、その点が違うと思いますし、それから今御指摘がございましたように、この法律の随所で雇用の安定、労働者の協力、理解を求めることが指摘をされております。したがいまして、これから今御指摘がございましたように、この法律の随所で雇用の安定、労働者の協力、理解を求めることが指摘をされております。したがいまして、実質上、労働組合なりの意見や考え方に対する計画が進められるということはあり得ないというふうに考えております。</p>	<p>○市川正一君 時間が参りましたので、最後に一問だけ。</p> <p>○委員長(久世公亮君) 時間が参つておりますので、御意見をまとめてください。</p> <p>○市川正一君 最後に伺います。</p> <p>事業革新計画の認定を受けた特定事業者に対する支援措置、例えば税制上の措置、これはどうなつているのかを伺つて、質問を終わります。</p> <p>○政府委員(牧野力君) これにつきましては税制、財投、いろいろな措置を講じておりますが、者的人権と民主的権利を奪うことになるからであります。</p> <p>第三の理由は、大企業のリストラを支援するため、事業革新円滑化施設に対する特別償却、九三年度以降の試験研究費の最高額を超える分の買取額の一〇%の税額控除の特例、長期保有資産の買取額の二〇%の圧縮記帳による特例、不動産取得税、登録免許税の軽減など、大企業への優遇措置を実施するからであります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>○市川正一君 終わります。</p> <p>○委員長(久世公亮君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。</p> <p>御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。</p> <p>○市川正一君 私は、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。</p> <p>本法案に反対する第一の理由は、今日の異常円高をもたらした要因の一つでもある自動車や電機産業など主要産業の大規模な海外生産・展開を野放しにしたまま、これらの大企業が実施する事業革新なるものは、国内生産の縮小、下請中小企業や地域経済への犠牲を転嫁するものであり、産業空洞化に歯止めをかけることにならないからであります。</p> <p>本法案の対象となる自動車、電機産業などは、円高に直面するたびに、労働者と中小企業、下請労働者の協力、理解を求めることが指摘をされております。したがいまして、実質上、労働組合なりの意見や考え方に対する計画が進められるということはあり得ないというふうに考えております。</p> <p>○委員長(久世公亮君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。</p> <p>特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に賛成の方の举手を願います。</p> <p>○委員長(久世公亮君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきもとのと決定いたしました。</p> <p>○長谷川清君 はい、長谷川清君から発言を認められます。</p> <p>○長谷川清君 私は、ただいま可決されました特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲民主党連合、平成会及び新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。</p> <p>案文を朗読いたします。</p> <p>特定事業者の事業革新の円滑化に関する附帯決議案に対する附帯決議(案)</p>
<p>○政府委員(牧野力君) これにつきましては税制、財投、いろいろな措置を講じておりますが、者的人権と民主的権利を奪うことになるからであります。</p> <p>第三の理由は、大企業のリストラを支援するため、事業革新円滑化施設に対する特別償却、九三年度以降の試験研究費の最高額を超える分の買取額の一〇%の税額控除の特例、長期保有資産の買取額の二〇%の圧縮記帳による特例、不動産取得税、登録免許税の軽減など、大企業への優遇措置を実施するからであります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>○市川正一君 終わります。</p> <p>○委員長(久世公亮君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。</p> <p>御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。</p> <p>○市川正一君 私は、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。</p> <p>本法案に反対する第一の理由は、今日の異常円高をもたらした要因の一つでもある自動車や電機産業など主要産業の大規模な海外生産・展開を野放しにしたまま、これらの大企業が実施する事業革新なるものは、国内生産の縮小、下請中小企業や地域経済への犠牲を転嫁するものであり、産業空洞化に歯止めをかけることにならないからであります。</p> <p>本法案の対象となる自動車、電機産業などは、円高に直面するたびに、労働者と中小企業、下請労働者の協力、理解を求めることが指摘をされております。したがいまして、実質上、労働組合なりの意見や考え方に対する計画が進められるということはあり得ないというふうに考えております。</p>	<p>○委員長(久世公亮君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。</p> <p>特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に賛成の方の举手を願います。</p> <p>○委員長(久世公亮君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきもとのと決定いたしました。</p> <p>○長谷川清君 はい、長谷川清君から発言を認められます。</p> <p>○長谷川清君 私は、ただいま可決されました特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲民主党連合、平成会及び新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。</p> <p>案文を朗読いたします。</p> <p>特定事業者の事業革新の円滑化に関する附帯決議案に対する附帯決議(案)</p>				
<p>なく、余剰人員を人為的につくり出すなど、労働者的人権と民主的権利を奪うことになるからであります。</p> <p>第三の理由は、大企業のリストラを支援するため、事業革新円滑化施設に対する特別償却、九三年度以降の試験研究費の最高額を超える分の買取額の一〇%の税額控除の特例、長期保有資産の買取額の二〇%の圧縮記帳による特例、不動産取得税、登録免許税の軽減など、大企業への優遇措置を実施するからであります。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>○市川正一君 終わります。</p> <p>○委員長(久世公亮君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。</p> <p>御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。</p> <p>○市川正一君 私は、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。</p> <p>本法案に反対する第一の理由は、今日の異常円高をもたらした要因の一つでもある自動車や電機産業など主要産業の大規模な海外生産・展開を野放しにしたまま、これらの大企業が実施する事業革新なるものは、国内生産の縮小、下請中小企業や地域経済への犠牲を転嫁するものであり、産業空洞化に歯止めをかけることにならないからであります。</p> <p>本法案の対象となる自動車、電機産業などは、円高に直面するたびに、労働者と中小企業、下請労働者の協力、理解を求めることが指摘をされております。したがいまして、実質上、労働組合なりの意見や考え方に対する計画が進められるということはあり得ないというふうに考えております。</p>	<p>○委員長(久世公亮君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。</p> <p>特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に賛成の方の举手を願います。</p> <p>○委員長(久世公亮君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきもとのと決定いたしました。</p> <p>○長谷川清君 はい、長谷川清君から発言を認められます。</p> <p>○長谷川清君 私は、ただいま可決されました特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲民主党連合、平成会及び新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。</p> <p>案文を朗読いたします。</p> <p>特定事業者の事業革新の円滑化に関する附帯決議案に対する附帯決議(案)</p>				

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 現下の内外環境の変化に伴う産業空洞化の懸念に対処するため、内需中心の適切な経営運営と規制緩和等の一層の推進に努めるとともに、製造業等の事業革新が雇用の維持を図りつつ円滑に行われるよう環境整備に努める

こと。

二、特定業種を定めるに当たっては、機動的に行うとともに、事業革新計画の承認に当たっては、雇用の安定に配慮するよう周知徹底に努めつつ、特定事業者の創意工夫や主体性が十分分配慮されるよう弾力的に行うこと。

活用事業計画の承認についても、対内投資の促進、他分野からの事業進出の機会確保等多面的な活用が可能となるよう弾力的に対処すること。

三、内外価格差の調査に関しては、対象品目、調査方法及び公表時期等について、整合性にも留意しつつ、関係省庁連携のもと積極的に取り組むこと。

取引慣行に関する調査についても、その改善が一般的な取引秩序の改善、市場の効率化に資するものと認められる場合には公表に努めること。

四、事業革新計画に基づく事業革新の実施に当たり、労働移動が伴う場合においては、労働者との理解と協力を得つつ円滑に行いうよう指導するとともに、雇用安定助成金の活用等雇用

安定施策を積極的かつ適切に活用するよう主務省は労働省と協議連携を深め、関係業界団体等を含め周知徹底に努めること。

五、特定事業者の事業革新の円滑化に資する見地から、教育、研究の場における産官学の研究交流等の環境整備に努めるとともに、情報ネットワークシステムの整備、製造・製品の規格標準化の推進等新規分野の開発が円滑に進むよう努めること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(久世公義君) ただいま長谷川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(久世公義君) 多数と認めます。よって、長谷川君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいまの決議に対し、橋本通商産業大臣から発言を認められておりますので、この際、これを許します。橋本通商産業大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま御決議をいたしました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、本法律案の適切な実施に努めてまいり所存であります。

○委員長(久世公義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久世公義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(久世公義君) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋本通商産業大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

東西冷戦構造崩壊後の流動的な国際情勢のもと、大量破壊兵器の全面的禁止に関する国際的な認識の高まりにより、平成四年九月に化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という)の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

第一條 この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という)の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

第二条 この法律において、「毒性物質」とは、人が

進していくことが国際的責務であることから、平成五年一月にこの条約への署名を済ませております。

この条約につきましては、承認をいたぐため、今国会に提出されているところであります。

我が国としては、この条約の的確な実施を確保するために、化学兵器の製造、所持、譲り渡し及び譲り受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用を規制する等の国内法整備を行うことが必要であります。

このような要請に対応するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、化学兵器及びその製造を目的とした毒物質等の製造、所持、譲り渡し及び譲り受けを禁止することとしております。

第二に、化学兵器の製造等の禁止等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 化学兵器の製造等の禁止(第三条)

第三章 特定物質の製造等の規制(第四条・第十

二十三条)

第四章 指定物質の製造等に係る届出(第二十

四条・第二十九条)

第五章 國際機関による検査等(第三十条・第

三十一条)

第六章 雜則(第三十二条・第三十七条)

第七章 罰則(第三十八条・第四十七条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一條 この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という)の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

第二条 この法律において、「毒性物質」とは、人が

吸入し、又は接触した場合に、これを死に至ら

○委員長(久世公義君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

しめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質(以下「毒性」という。)を有する物質であつて、条約の規定に即して政令で定めるものをいう。

2 この法律において「化学兵器」とは、砲弾、ロケット弾その他の政令で定める兵器であつて、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を充てんしたもの(その他の物質を充てんしたものであつて、その内部で化学的変化を生ぜしめ、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を生成させるものを含む。)をいう。

3 この法律において「特定物質」とは、毒性物質及び毒性物質の原料となる物質(以下「原料物質」という。)のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「指定物質」とは、特定物質以外の毒性物質及び原料物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において「第一種指定物質」とは、指定物質のうち化学兵器以外の用途に使用される「ことか少ないものとして政令で定めるものをいい、「第二種指定物質」とは、第一種指定物質以外の指定物質をいう。

6 前三項の政令は、条約の規定に即して定めるものとする。

7 この法律において特定物質又は指定物質の製造には、他の物質の製造工程において特定物質又は指定物質を一時的に生成させることが含まれるものとする。

8 この法律において「国際機関」とは、条約により設立される化学兵器の禁止のための機関をいう。

第二章 化学兵器の製造等の禁止

(禁止行為)

第三条 何人も、化学兵器を製造してはならない。

2 何人も、化学兵器を所持し、譲り渡し、又は譲り受けではならない。

3 何人も、化学兵器の製造の用に供する目的をもつて、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けではならない。

4 何人も、専ら化学兵器に使用される部品又は専ら化学兵器を使用する場合に用いられる機械器具であつて、政令で定めるものを製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けではならない。

(製造の許可)

第四条 特定物質の製造(抽出を含む。以下この章、第三十一条第一項、第三十四条第二項、第四十三条第一号及び第四十四条第二号において同じ。)をしようとする者は、事業所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 製造をしようとする事業所の所在地

三 製造をしようとする特定物質

四 製造の方法及びこれに用いる器具、機械又は装置

五 その他通商産業省令で定める事項

(欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から三年を経過しない者

二 第九条第一項の規定により許可を取り消されたとき。

第三条 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しない者で、その情状が特定物質の製造をする者として不適当なものとして不適當なもの

四 禁治産者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

(製造の許可の基準)

第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その者の特定物質の製造をする能力が条約の規定に即して通商産業省令で定める限度を超えないこと。

二 その許可をすることによつて、我が国全体の特定物質の製造をする能力が条約で定める限度を超えることとならないこと。

三 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(変更の許可等)

第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造者」という。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同号に掲げる事項の変更であつて、通商産業省令で定める軽微なものをしてしまうときは、この限りでない。

2 許可製造者は、第四条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 許可製造者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第一項ただし書の通商産業省令で定める輕微な変更をしたとき。

三 他の法令の規定は、第一項の許可に準用する。

四 前項の規定による届出があったときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

(製造の許可の取消し等)

第九条 通商産業大臣は、許可製造者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその製造の停止を命ぜることができる。

一 第五条第一号又は第三号から第五号までの間に該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第四条第一項又は第七条第一項の許可を受けたとき。

三 第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

四 第十四条第一項の規定に違反して特定物質の製造をしたとき。

五 第十九条第一項の規定により第四条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

六 通商産業大臣は、許可製造者が一年以上引き続き特定物質の製造をしないときは、その許可を取り消すことができる。

(使用の許可)

第十条 特定物質の使用をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 使用をしようとする特定物質及びその数量

四 使用の時期及び場所

五 その他通商産業省令で定める事項

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その許可に係る特定物質及びその数量を記載した使用許可証を交付しなければならない。

4 使用許可証の再交付及び返納その他使用許可に関する手続的項目は、通商産業省令で定めること。

(使用の許可の基準)

第十二条 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 特定物質が条約で認められた目的に使用されることが確実であること。

二 その数量の特定物質が製造又は輸入されることにより、我が国全体の当該年における製造又は輸入に係る特定物質の総量及び我が国に存する特定物質の総量が条約で定める限度を超えることとなるないこと。

三 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 第五条の規定は、前条第一項の許可に準用する。この場合において、第五条第二号中「第九条第一項」とあるのは、「第十二条」と読み替えるものとする。

(使用の許可の取消し)

第十三条 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合において、その許可に係る特定物質の使用を終えていないときは、その許可を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第五条第一号の許可使用者が、許可使用者から譲り受けたとき。

二 不正の手段により第十条第一項の許可を受けたとき。

三 第十九条第一項の規定により第十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

(輸入の承認)

第十四条 許可製造者は、許可使用者に譲り渡すためにその使用の許可に係る特定物質(その使用の許可に係る数量の範囲内のものに限る。以下同じ。)の製造をする場合(自らが許可使用者である場合において、その使用の許可に係る特定物質の製造をする場合を含む。)でなければ、

一 許可製造者が、その製造した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合

(製造及び輸入の制限)

第十五条 商業省令で定める場合は、この限りでない。

二 前条の輸入の承認は、許可使用者に譲り渡すために、又は許可使用者自らが、その使用の許可に係る特定物質を輸入する場合でなければ、

三 許可使用者が、特定物質を使用するまでの間所持する場合

(輸入の承認)

第十六条 何人も、法令に基づく場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、特定物質を所持してはならない。

一 許可製造者が、その製造した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合

(廃棄)

第十七条 許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は次条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者は、特許物質を運搬しようとする場合(他に委託して運搬する場合を含み、船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)は、國家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。

二 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

三 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る廃棄の方法が適當でないと認めるときは、その変更をすべきこと(廃棄を他の者に委託することを含む。)を命ずることができる。

(所持の制限)

第十八条 次の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる者が特定物質を所持しているときは、その者は、運営なく、その特定物質(第三号に該当する場合にあっては、同号に規定する数量を超える部分に限る。)を廃棄しなければならない。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

きは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたと

第十九条 第四条第一項又は第十一条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、

又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(承継)

第二十条 許可製造者又は許可使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その

者)又は合併後存続する法人若しくは合併により承継した者は、その所持する

特定物質が盜取され、又は所在不明となつたときは、運送なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

第四章 指定物質の製造等に係る届出

(第一種指定物質の製造等の予定数量)

第二十四条 第一種指定物質の製造又は抽出若しくは廃棄を委託された者は、その所持する

特定物質が盜取され、又は所在不明となつたときは、運送なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(第二種指定物質の製造等の予定数量)

第二十五条 第二種指定物質の製造等をする者が、翌年に当該事業所において製造等をして、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位を承継した者は、運送なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(製造又は使用に係る数量等の届出)

第二十六条 許可製造者は、その製造に係る特定物質に関し、通商産業省令で定めるところによ

り、毎年、前年において製造をした数量、前年における最大保有量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(記録)

第二十七条 許可製造者は、日誌を備え、その製造に係る特定物質に関し次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 製造をした数量

二 他の者に譲り渡した場合にあっては、譲り渡した者及び数量

三 自ら使用した場合にあっては、使用した数

量及び用途

五 その他通商産業省令で定める事項

2 前項の日誌は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(事故届)

第二十三条 許可製造者、承認輸入者、許可使用者若しくは廃棄義務者又はこれらの者から運搬若しくは廃棄を委託された者は、その所持する

特定物質が盜取され、又は所在不明となつたときは、運送なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(第三種指定物質の製造等の予定数量)

第二十四条 第一種指定物質の製造又は抽出若しくは精製(以下「製造等」という。)をする者は、翌年に当該事業所において製造等をして、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(有機化学物質の製造の実績数量の区分)

第二十五条 第二種指定物質の製造等をする者が、翌年に当該事業所において製造等をして、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(第二種指定物質の製造等の実績数量)

第二十六条 前条第一項から第三項までの規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量について

第二項の規定による届出をしなければならない場合に、この限りでない。

(第二種指定物質の製造等の実績数量)

第二十七条 前条第一項から第三項までの規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量について

第二項の規定による届出をしなければならない場合に、この限りでない。

(第二種指定物質等の使用への準用)

第二十八条 第二種指定物質を含む物であつて、通商産業省令で定めるものを含む。の使用であつて、通商産業省令で定めるものをする者及びその使用

をする第一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物にあっては、これに含まれる第一種指

定物質の数量)に準用する。

(第二種指定物質の製造への準用)

3 前三年のいずれかの年において製造等をした

第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごと

の数量が第一項の通商産業省令で定める数量を超えた者及びその年のその事業所における製造等に係る第一種指定物質の数量について前二項

の規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、翌年に当該事業所において製造等をしようとする当該第一種指定物質の数量及び第一項の通商産業省令で定める事項を

通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その数量について同項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

4 前三项の規定による届出をした者は、当該年において製造等をする当該第一種指定物質の数量がその届出に係る数量を著しく上回る場合と

して通商産業省令で定める場合には、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

ただし、前項の規定による届出をした者がその届出に係る年に当該事業所において製造等をして、その旨を通商産業大臣に届け出しなければならない。

ようとする当該第一種指定物質の数量について

第二項の規定による届出をしなければならない場合に、この限りでない。

(第二種指定物質の製造等の実績数量)

第二十九条 特定物質及び指定物質以外の有機化

物質であつて、政令で定めるもの(以下単に

「有機化学物質」という。)の製造(政令で定める

指定物質の数量(指定物質を含む物にあっては、これに含まれる指定物質の数量)を通商産

業大臣に届け出なければならない。

2 りん、硫黄又はふっ素を含む有機化学物質で

定める区分のいずれに属するかを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 有機化学物質のその事業所ごとの数量が通商産業省令で定める数量を超えたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量について

第二項の規定による届出をしなければならない。

(第二種指定物質等の使用への準用)

第二十六条 前二条の規定は、第一種指定物質

を含む物であつて、通商産業省令で定めるものを含む。の使用であつて、通商産業省令で定めるものをする者及びその使用

をする第一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物にあっては、これに含まれる第一種指

定物質の数量)に準用する。

第五章 国際機関による検査等

第三十条 国際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定するその職員(政令で定める場合にあっては、通商産業大臣の指定するその職員及

造をする第二種指定物質の数量に準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前三年のいずれかの年」とあるのは、「前年」と読み替えるものとする。

(指定物質等の輸出入の実績数量)

第二十八条 指定物質(指定物質を含む物であつて、通商産業省令で定めるところにより、輸出又は輸入をした者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年、前年に輸出又は輸入をした

指定物質の数量(指定物質を含む物にあっては、これに含まれる指定物質の数量)を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該年において製造等をする当該第一種指定物質の数量がその届出に係る数量を著しく上回る場合と

して通商産業省令で定める場合には、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

ただし、前項の規定による届出をした者がその届出に係る年に当該事業所において製造等をして、その旨を通商産業大臣に届け出しなければならない。

ようとする当該第一種指定物質の数量について

第二項の規定による届出をしなければならない場合に、この限りでない。

(第二種指定物質の製造等の実績数量)

第二十九条 特定物質及び指定物質以外の有機化

物質であつて、政令で定めるもの(以下単に

「有機化学物質」という。)の製造(政令で定める

指定物質の数量(指定物質を含む物にあっては、これに含まれる指定物質の数量)を通商産業

業大臣に届け出なければならない。

2 有機化学物質のその事業所ごとの数量が通商産業省令で定める数量を超えたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量について

第二項の規定による届出をしなければならない。

(第二種指定物質等の使用への準用)

第二十六条 前二条の規定は、第一種指定物質

を含む物であつて、通商産業省令で定めるものを含む。の使用であつて、通商産業省令で定めるものをする者及びその使用

をする第一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物にあっては、これに含まれる第一種指

定物質の数量)に準用する。

法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の許可を受けないで特定物質の製造をした者

二 第九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十条第一項の許可を受けないで特定物質の使用をした者

四 第十四条第一項の規定に違反して第四条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

五 第七条第一項の規定に違反して特定物質の製造をした者

六 第十五条第一項、第十六条第一項又は第十八条第一項の規定に違反した者

七 第十八条第三項の規定による命令に違反して特定物質を廃棄した者

八 第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十一条、第二十三条、第二十四

二 第十八条第三項から第四項まで若しくは第二十五条第一項から第四項まで若しくは第二十五条第一項から第二十六項まで若しくは第二十五

(これららの規定を第二十六条又は第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十八

条、第二十九条又は第三十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第二項、第十七条第五項又は第三十一条第三項の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して日誌を備えず、又は日誌に記録せず、若しくは虚偽の記録をした者

四 第十二条第二項の規定に違反して日誌を保存しなかつた者

五 第三十条第一項の規定による検査、撮影若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の報告をした者

六 第三十条第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十一条第一項の規定による封印又は装置の取付けを拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第三十三条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十一 第三十三条第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一二 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一三 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一四 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一五 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一六 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一七 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一八 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一九 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二〇 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二一 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二二 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二三 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二四 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二五 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二六 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際特定物質を所持している者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三十日を経過するまでの間(以下「猶予期間」という。)に第十条第一項の許可の申請をしなかつた場合にあっては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した許可を拒否された場合にあってはその处分後遅滞なく、その所持する当該特定物質を廃棄しなければならない。

六 前項の規定は、第一種指定物質(第一種指定物質を含む物であつて、第二十六条の通商産業省令で定めるものを含む。次条第三項において同じ。)の使用であつて第二十六条の通商産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第

七 物質を含む物であつて、第二十六条の通商産業省令で定めるものを含む。次条第三項において同じ。)の使用であつて第二十六条の通商産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第

八 一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物にあっては、これに含まれる第一種指定物質の数量。次条第三項において同じ。)に準用する。

九 第十六条第一項の規定は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物にあっては、これに含まれる第一種指定物質の数量。次条第三項において同じ。)に準用する。

一〇 第十六条第二項の規定は、前項の規定により特定物質を所持する者に准用する。

一一 第十六条第三項の規定は、前項の規定による処分があるまでの間

一二 猶予期間にした第十条第一項の許可の申請にについての処分があるまでの間

一二 前項の規定により廃棄するまでの間

一三 第十六条第二項の規定は、前項の規定により特定物質を所持する者に准用する。

一四 第十七条及び第二十三条の規定の適用については、この法律の施行の際特定物質を所持している者は、許可使用者とみなす。

一五 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持している者は、許可使用者とみなす。

一六 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

一七 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

一八 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

一九 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

二〇 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

二一 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

二二 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

二三 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

二四 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

二五 第二条の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」とする。

二六 前項の規定は、第一種指定物質(第一種指定物質を含む物であつて、第二十六条の通商産業省令で定めるものを含む。次条第三項において同じ。)の使用であつて第二十六条の通商産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第

二七 物質を含む物であつて、第二十六条の通商産業省令で定めるものを含む。次条第三項において同じ。)の使用であつて第二十六条の通商産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第

二八 一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物にあっては、これに含まれる第一種指定物質の数量。次条第三項において同じ。)に準用する。

二九 第十六条第一項の規定は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物にあっては、これに含まれる第一種指定物質の数量。次条第三項において同じ。)に準用する。

三〇 第十六条第二項の規定は、前項の規定により特定物質を所持する者に准用する。

三一 第十六条第三項の規定は、前項の規定による処分があるまでの間

三二 猶予期間にした第十条第一項の許可の申請にについての処分があるまでの間

三三 前項の規定により廃棄するまでの間

三四 第十六条第二項の規定は、前項の規定により特定物質を所持する者に准用する。

三四 第十七条及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持している者は、許可使用者とみなす。

三四 第十八条第二項及び第二十三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

第五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 附則第二条第一項の規定に違反した者

二 附則第一条第五項において準用する第十八条第三項の規定による命令に違反して特定物質を廃棄した者

三 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する第十六条第二項の規定に違反した者

二 附則第一条第五項において準用する第十八条第二項又は前条第一項(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

第六条 附則第二条から前条までに定めるものは、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

四 第四条第六十三号の次に次の二号を加える。

六十三の二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第二号)の施行に関すること。

平成七年三月二十八日印刷

平成七年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E